

下水道使用料

排水設備工事が完了し、下水道の使用を開始すると、下水道に流れた汚水量に応じて下水道使用料を納めていただくことになります。

使用料は、2カ月に一度、上水道の料金と一緒に請求されますので、メーター検針のお知らせを確認してください。

納付方法は、メーター検針後に送付される納付書で納付するか、口座振替により納付する方法があります。

料金の計算方法

【汚水量の算定】

- 市の水道水を利用している場合・・・水道の使用量
- 井戸水等を利用している場合・・・水の使用状況等をもとに汚水量を認定
- 温泉を利用している場合・・・1世帯当たり1カ月7m³として認定

■下水道使用料料金表（1カ月）

料金区分	汚水量(m ³)	金額 (1m ³ あたり)
基本料金	—	525円
一般従量 (m ³)	0～10まで	75円
	10を超え～20まで	120円
	20を超え～30まで	150円
	30を超え～50まで	180円
	50を超え～100まで	188円
	100を超え～	195円
温泉従量 (m ³)	7まで	75円
	7を超え～	8円

■計算例

水道を2カ月で50m³使用し、温泉も利用している場合
(1カ月分の使用水量 → 25m³)

基本料金 525円 × 1カ月 = 525円…①

従量料金
(75円×10m³) + (120円×10m³) + (150円×5m³)
= 2,700円…②

温泉従量料金 75円 × 7m³ = 525円…③

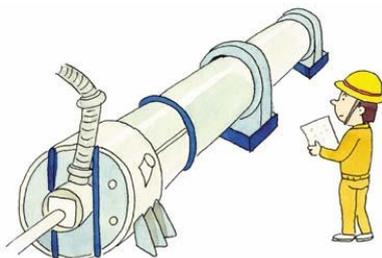
消費税を含めた1カ月分の使用料は、
①+②+③ = 3,750円 × 1.08 = 4,050円

下水道料金は2カ月分で請求されるので、
4,050円 × 2カ月分 = **8,100円**

下水道使用料は維持管理費に充てられます

皆さんに納めていただいた下水道使用料は、主に、指宿市浄水苑や中継ポンプ場の運転・補修、汚水管の清掃・補修など、施設の維持管理費に充てられます。

処理場の運転・補修



汚水管の清掃・補修



水質検査など



こんなときは届け出を

下水道使用料は下水道に流した汚水量に応じて負担していただきますが、汚水には個体等が含まれており実際に汚水量を計測することは困難です。そのため、水道等の使用水量を汚水排出量とみなして算定しています。

転入や転居、転出などにより、上下水道の使用に変更（開始・休止・廃止・再開）がある場合は届け出をしてください。



注意：①温泉の使用を変更（開始・休止・廃止・再開）する場合も届け出をしてください。

②下水道の休止・廃止の届けがない場合、下水道を使用していなくても基本料金は賦課されます。

③休止届出後に下水道の使用が認められた場合は、使用料を徴収します。

使用料の減量申告

次に該当する場合は、月ごとの排除汚水量および算定方法の根拠を記載した申告書を提出することによって使用料を減額することができますので、下水道担当係に問い合わせてください。（排除汚水量の算定に必要なメーターは実費で取り付け、管理してください。）

○氷製造業など営業に使用する水の量が、その営業に伴って排除する汚水の量といちじるしく異なる場合

○冷却用水などの清水に近い水を直接、公共用水域（河川、港湾など）に放流する場合

つながる下水道 一人ひとりにできることから

下水道に接続すると、汚水は地中でつながっている下水道管を通り、終末処理場で永久的に処理されます。下水道管の詰まりを防ぎ、汚水や雨水が速やかに排除されるよう、一人ひとりが次のことを心掛けましょう。



トイレには、水に溶けやすいトイレットペーパー以外のものを流さないようにしましょう。



お風呂の排水口に髪の毛を流さないようにしましょう。目皿に溜まった髪の毛は歯ブラシなどで取ってゴミ箱へ。



天ぷらなどで使用した油類は、古新聞等でふき取ってからゴミとして捨てましょう。



落ち葉やゴミなどは側溝に捨てないようにしましょう。



側溝やマンホールにガソリンなどの危険物を絶対に流さないでください。

皆様のご協力をお願いします。

